

2021年10月15日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
日本都市ファンド投資法人（コード番号 8953）
代表者名 執行役員 難波 修一
URL：https://www.jmf-reit.com/
資産運用会社名
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 勝治
問合せ先 執行役員都市事業本部長 荒木 慶太
TEL：03-5293-7081

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、規約変更及び役員選任に関し、2021年11月26日に開催予定の第14回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決により、効力を生じます。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

（本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号を示すものとします。）

- (1) 現行規約において、本投資法人の運用資産について、原則として賃貸借契約を締結して賃貸することとしておりますが、本投資法人が所有する中核物件その他の不動産において、投資主価値向上の観点から、賃貸以外の方法による運用を行うことが可能である場合を明確化し、より柔軟な運用可能性を確保するため、第14条第3項に但書を追加します。
- (2) 本投資法人は、現行規約第48条において、投信法第93条第1項の規定に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めています（いわゆる「みなし賛成制度」）。しかしながら、投資主の利益及び投資法人のガバナンス等に大きな影響を与える可能性が高い議案について、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、一定の議案について、みなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うため、第48条第3項を新設します。

（規約変更の詳細については、別紙「第14回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員選任について

執行役員難波修一並びに監督役員西田雅彦及び臼杵政治は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて執行役員1名及び監督役員2名の選任に係る議案を提出いたします。

また、執行役員若しくは監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名及び補欠監督役員1名の選任に係る議案を提出いたします。

(1) 執行役員及び監督役員候補者

執行役員	西田 雅彦（新任）
監督役員	臼杵 政治（重任）
監督役員	伊藤 治（新任）

(2) 補欠執行役員及び補欠監督役員候補者

補欠執行役員	荒木 慶太（重任）（注 1、 3）
補欠執行役員	町田 拓也（重任）（注 2、 3）
補欠監督役員	村山 周平（重任）

(注1) 上記補欠執行役員候補者荒木慶太は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の執行役員都市事業本部長です。

(注2) 上記補欠執行役員候補者町田拓也は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の都市事業本部戦略企画室長です。

(注3) 本議案が承認された場合の執行役員への就任の優先順位は、荒木慶太を第一順位、町田拓也を第二順位とします。

（役員選任の詳細については、別紙「第 14 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 本投資主総会等の日程

2021 年 10 月 15 日	本投資主総会提出議案の役員会決議
2021 年 11 月 2 日	本投資主総会招集通知の発送（予定）
2021 年 11 月 26 日	本投資主総会（予定）

以 上

【別紙】第 14 回投資主総会招集ご通知

2021年11月 2 日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
日本都市ファンド投資法人
執行役員 難波修一

第14回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本都市ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第14回投資主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。なお、書面による議決権の行使をされる場合、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2021年11月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第48条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面により議決権の行使をされない場合、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第48条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月26日（金曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館 《7階「サクラ」》
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 監督役員2名選任の件
第4号議案 補欠執行役員2名選任の件
第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

~~~~~  
<お願い>

- ◎本投資主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外のご入場はできませんので、ご注意ください。
- ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルスの国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応」をご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況によっては、本投資主総会の延期又は会場変更等の対応を実施する可能性があり、その場合にはその旨のお知らせを本投資法人のホームページ（<https://www.jmf-reit.com/>）に掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

<ご案内>

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.jmf-reit.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎過去において投資主総会終了後に開催しておりました「運用状況報告会」については、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として実施しないことといたしましたので、ご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応

新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様への安全の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 投資主総会の議決権は書面によって行使することもできます。投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様への安全確保及び感染拡大防止の観点から、会場へのご来場は極力見合わせていただき、同封の議決権行使書面により議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席は慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況によっては、本投資主総会の延期又は会場変更等の対応を実施する可能性があり、その場合にはその旨のお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.jmf-reit.com/>) に掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。
- 投資主様のお席の間隔を広くとるため、従前よりも座席数が大幅に減少いたします。お席をご用意できない場合、会場にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 役員及び運営スタッフは、健康状態に問題が無いことを確認の上、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますことを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用いただきますようお願い申し上げます。また、会場受付に設置いたしますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて検温を実施いたします。発熱が認められる投資主様には、ご入場をお断りすることもございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフからお声がけさせていただき、ご入場をお断りし、又はご退席いただく場合がございますことを、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
- 上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号を示すものとします。)

- (1) 現行規約において、本投資法人の運用資産について、原則として賃貸借契約を締結して賃貸することとしておりますが、本投資法人が所有する中核物件その他の不動産において、投資主価値向上の観点から、賃貸以外の方法による運用を行うことが可能である場合を明確化し、より柔軟な運用可能性を確保するため、第14条第3項に但書を追加します。
- (2) 本投資法人は、現行規約第48条において、投信法第93条第1項の規定に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めています（いわゆる「みなし賛成制度」）。しかしながら、投資主の利益及び投資法人のガバナンス等に大きな影響を与える可能性が高い議案について、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、一定の議案について、みなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うため、第48条第3項を新設します。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分です。)

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第14条 (投資方針)</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. 本投資法人は、直接に又は特定資産を介して所有する中核物件その他の不動産について、第11条に定める基本方針に従い、原則として賃貸借契約を締結して賃貸するものとする。なお、かかる賃貸の際には、借入人の財務内容、営業成績、業種の将来性を慎重に調査して安定的な収益の確保に努めるものとする。また、本投資法人はその他の運用資産についても貸付けを行うことがある。</p> <p>4. ～7. (省略)</p> | <p>第14条 (投資方針)</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. 本投資法人は、直接に又は特定資産を介して所有する中核物件その他の不動産について、第11条に定める基本方針に従い、原則として賃貸借契約を締結して賃貸するものとする。なお、かかる賃貸の際には、借入人の財務内容、営業成績、業種の将来性を慎重に調査して安定的な収益の確保に努めるものとする。また、本投資法人はその他の運用資産についても貸付けを行うことがある。<u>ただし、本投資法人は、第11条に定める基本方針に照らし、貸付け以外の方法による運用を行うことが相当と判断する場合には、直接に又は特定資産を介して所有する中核物件その他の不動産について、不動産の種類毎に適切と判断される、貸付け以外の方法により、その運用を行うことができるものとする。</u></p> <p>4. ～7. (現行どおり)</p> |
| <p>第48条 (みなし賛成)</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                 | <p>第48条 (みなし賛成)</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>前2項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>執行役員又は監督役員の解任</u></p> <p>(2) <u>投資法人による資産運用委託契約の解約</u></p> <p>(3) <u>解散</u></p> <p>(4) <u>投資口の併合</u></p> <p>(5) <u>本条を変更する内容の規約の変更</u></p>                                                                                                                                                              |



## 第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である難波修一は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、本投資法人現行規約第35条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2021年10月15日開催の役員会における監督役員全員の同意によって、提出されたものです。執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>本投資法人<br>の投資口数 |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| (にしだ まさひこ)<br>西田 雅彦<br>(1973年6月28日) | 1998年11月 中央コーパス・アンド・ライブラ<br>ンドコンサルティング株式会社<br>2001年2月 朝日アーサーアンダーセン株式会社<br>2003年4月 株式会社アーケイディア・グループ<br>2005年4月 東京国際監査法人社員就任 公認会<br>計士登録<br>2005年12月 株式会社ウェブクルー 非常勤監査<br>役<br>2007年1月 マークス・グループ株式会社 代表<br>取締役(現任)<br>2008年12月 日本ファルコム株式会社 非常勤監<br>査役<br>2010年1月 日本リテールファンド投資法人(現<br>本投資法人) 監督役員就任(現<br>任)<br>2012年6月 信永東京有限責任監査法人 非常勤<br>社員<br>2012年11月 米国公認会計士登録<br>2021年1月 マークス税理士法人 代表社員(現<br>任)<br>2021年6月 一般社団法人グリーンファイナンス<br>推進機構 監事(現任)<br>現在に至る | 0口                     |

- (注1) 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。  
また、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務執行を監督しております。  
上記執行役員候補者の任期には、投信法第99条第2項の規定を適用します。
- (注2) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、執行役員に就任した場合には、改めて当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である西田雅彦及び臼杵政治は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人現行規約第35条第1項但書の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、投信法及び本投資法人現行規約第33条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>本投資法人<br>の投資口数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1     | (うすき まさはる)<br>臼杵政治<br>(1958年1月4日) | 1981年4月 株式会社日本長期信用銀行<br>1994年4月 株式会社長銀総合研究所出向<br>1998年10月 株式会社ニッセイ基礎研究所<br>2000年10月 国際大学大学院国際経営学研究科 非常勤講師<br>2003年4月 中央大学専門職大学院国際会計研究科 客員教授<br>2003年10月 専修大学大学院経済学研究科 客員教授<br>2005年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 非常勤講師<br>2011年4月 公立大学法人名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授(現任)<br>2011年12月 日本リテールファンド投資法人(現 本投資法人) 監督役員就任(現任)<br>2020年6月 山陽特殊製鋼株式会社 社外取締役(現任)<br>現在に至る | 0口                     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                       | 所有する<br>本投資法人<br>の投資口数 |
|-------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2     | (いとう おさむ)<br>伊藤 治<br>(1962年8月4日) | 1998年4月 弁護士登録、虎門中央法律事務所<br>2005年4月 虎門中央法律事務所 パートナー<br>2015年4月 扶桑合同法律事務所 パートナー (現任)<br>2015年6月 MCUBS MidCity 投資法人 監督役員<br>現在に至る | 0口                     |

(注1) 上記監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

また、上記監督役員候補者臼杵政治は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務執行を監督しております。

(注2) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者臼杵政治は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、上記監督役員候補者伊藤治が監督役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、荒木慶太を第一順位、町田拓也を第二順位とします。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第35条第2項本文の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2021年10月15日開催の役員会における監督役員全員の同意によって、提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>本投資法人<br>の投資口数<br>(注2) |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 1     | (あ ら き け い た )<br>荒木慶太<br>(1970年2月4日) | 1992年4月 野村不動産株式会社 住宅販売部<br>1998年8月 同社 国際事業部<br>2001年3月 東洋信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社) 出向<br>2001年12月 野村不動産株式会社 法人営業部<br>2003年3月 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 不動産運用部<br>2010年6月 同社 リテール本部不動産投資部<br>2013年9月 同社 リテール本部不動産投資部長<br>2015年2月 同社 リテール本部副本部長 兼不動産運用部長<br>2015年8月 同社 リテール本部長(現都市事業本部長)(現任)<br>2015年12月 同社 執行役員(現任)<br>現在に至る | 10口                            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>本投資法人<br>の投資口数<br>(注2) |
|-----------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 2         | (まちだ たくや)<br>町田 拓也<br>(1984年3月3日) | 2006年4月 住友信託銀行株式会社（現<br>三井住友信託銀行株式会<br>社）不動産業務部<br>2006年10月 同社 不動産営業部<br>2008年2月 トップリート・アセットマ<br>ネジメント株式会社 出向<br>2011年11月 三菱商事・ユービーエス・<br>リアルティ株式会社 リテ<br>ール本部不動産管理部<br>2012年7月 同社 リテール本部ポート<br>フォリオ管理部<br>2013年4月 同社 財務部<br>2014年6月 同社 リテール本部ファン<br>ド企画部兼コーポレート本<br>部財務部<br>2016年5月 同社 リテール本部ファン<br>ド企画部<br>2019年4月 同社 リテール本部ファン<br>ド企画部次長<br>2020年4月 同社 リテール本部ファン<br>ド企画部長<br>2021年4月 同社 都市事業本部戦略企<br>画室長（現任）<br>現在に至る | 0口                             |

(注1) 上記補欠執行役員候補者荒木慶太は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の執行役員都市事業本部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

また、上記補欠執行役員候補者町田拓也は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の都市事業本部戦略企画室長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

なお、上記補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

- (注2) 所有する本投資法人の投資口数には、投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の従業員持投資口会における持分投資口数（2021年9月末日時点）を記載しています。
- (注3) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第35条第2項本文の定めに基づき、第3号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>本投資法人<br>の投資口数 |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| (むらやましゅうへい)<br>村山周平<br>(1949年10月22日) | 1972年4月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）<br>1976年3月 公認会計士登録<br>1986年7月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ） パートナー<br>2011年8月 公認会計士村山周平事務所 所長（現任）<br>日本オラクル株式会社 社外取締役<br>2015年2月 日本ファイルコン株式会社 社外監査役<br>2019年7月 学校法人星薬科大学 監事（現任）<br>現在に至る | 0口                     |

(注1) 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。



## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項、及び本投資法人現行規約第48条による「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

